

## 県都まえばし泊まって応援1,000円クーポンQ&A（宿泊事業者向け）

令和3年4月1日現在

（赤い箇所が前回からの追加・修正部分です）

Q1 県都まえばし泊まって応援1,000円クーポン（以下「クーポン」）とは何ですか

A1 群馬県民宿泊補助の「愛郷ぐんまプロジェクト」の第2弾に併せ、同プロジェクトに参加する市内の宿泊施設に宿泊した県民を対象に、1泊あたり1,000円分のクーポンを発行するものです（上限3連泊）。

Q2 期間はいつからいつまでですか

A2 令和3年4月1日（木）から5月31日（月）（6月1日（火）チェックアウト分）までの宿泊分です。クーポンの有効期限は6月1日までとなります。ただし、本市では12,000泊を上限にしていますので、上限に達した時点で終了となります。

また、新型コロナウイルス感染状況やGoToトラベル事業の再開状況により中止する場合があります。

Q3 クーポン発行の対象外になるものはありますか

A3 愛郷ぐんまプロジェクトに準じ、以下のものは対象外となります。

- ①群馬県民以外の宿泊
- ②換金性のあるもの（クオカード、商品券等）を組み込んだ宿泊プラン
- ③宿泊料金の発生しない乳幼児等の宿泊

Q4 クーポンはどんなことに使えますか

A4 以下での利用が可能です。

- ①発行の基礎となった宿泊費用の割引又はQ6の場合のキャッシュバック
- ②宿泊施設内での飲食や売店、サービス等
- ③次回市内対象施設での宿泊割引

Q5 宿泊客がクーポンを利用した際におつりは出せますか。

A5 おつりは出せません。

Q6 すでに決済されている宿泊への割引はどうすればいいですか

A6 決済されている宿泊への割引は以下の取り扱いとなります。

A4の①の場合はキャッシュバックとして扱います

（当該宿泊のチェックインまたはチェックアウト時にキャッシュバック）

A 4 の②の場合は通常どおりのサービス提供となります

A 4 の③の場合は次回宿泊時の割引となります（キャッシュバックはできません）

Q 7 愛郷ぐんまプロジェクトに参加すれば、自動的にクーポンの対象施設になれますか

A 7 なれません。対象施設となることを希望される場合は別途申請をお願いします。

Q 8 愛郷ぐんまプロジェクトに参加しなくてもクーポンの対象施設になれますか

A 8 なれません。クーポン対象施設となるには、必ず愛郷ぐんまプロジェクトに参加いただく必要があります。

Q 9 群馬県民であることはどのように確認すればいいですか

A 9 宿泊当日に身分証明書等（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）の提示を求め、確認をお願いします。

Q10 クーポンはどのくらい発行されるのですか

A10 12,000泊分で総額1,200万円分相当です。

Q11 クーポンの追加発行はありますか

A11 ありません。予定数を終了した時点で事業終了となります。

Q12 当施設には何枚のクーポンが交付されますか

Q12 過去の宿泊実績や客室数などにより暫定数を配分します。その後、クーポンの発行実績に応じて追加での配分を予定しています。

Q13 宿泊施設側で行うことはありますか

A13 以下のことを想定しています。

- ①利用者の身分証明書の確認と申請書への記載依頼
- ②フロントでのクーポンの発行
- ③発行者リストの作成（発行番号の管理）
- ④宿泊料金割引又はサービス提供若しくはキャッシュバック
- ⑤週1回の発行状況及び残数の報告（市観光政策課へ）
- ⑥とりまとめの上、利用済みクーポンの提出と利用額の請求  
（2週間に1回程度を想定）

Q14 請求してからどのくらいで入金されますか

A14 請求から1か月以内の入金を予定しています。

Q15 最終の請求の締め切りはいつですか

A15 令和3年6月7日（月）を予定しています。

Q16 クーポン対象施設であることはどのように周知しますか

A16 報道機関への情報提供のほか、市ホームページに対象施設一覧の掲載、各宿泊施設フロントに掲出いただく宣伝物（A4版のサイズで作成）等で周知する予定です。

Q17 クーポンの残数が不足した場合、宿泊施設間での融通はできますか

Q17 できません。調整が必要な場合は、発行状況及び残数の報告に基づき、市が一部クーポンを引き上げた上で、再配分する場合があります。

Q18 宿泊者がクーポンを紛失した場合に再発行はできますか

A18 再発行はできません

Q19 宿泊施設がクーポンを紛失した場合はどうすればいいですか

A19 至急、紛失番号を市にお知らせください。

Q20 前橋市観光・宿泊施設等誘客支援事業実施要綱様式第2号の交付申請書の申請者記載欄の住所について、市町村のみの記載で足りえますか。また、申請者全員の氏名記載に代えて、宿泊台帳抄本の写しを添付することで対応してもいいですか

A20 上記住所については市町村のみの記載でも足りることとします。ただし、申請代表者欄にはすべての記載が必要です。また、申請者全員の住所に代えて、申請対象者がわかる宿泊台帳抄本の写しを添付することとしても差し支えありません。

Q21 愛郷ぐんまプロジェクトが終了した場合でも、クーポンの残りがあれば県内在住の宿泊者にクーポンを交付してもいいですか

A21 この事業は愛郷ぐんまプロジェクトの割引を提供した宿泊に対してクーポンを交付することを前提としています。愛郷ぐんまプロジェクトが終了した場合は、クーポンに残があっても交付はできません。

Q22 宿泊者が7連泊します。最初の3連泊を愛郷ぐんまの割引で宿泊し、4泊目は通常料金で宿泊します。最後の3連泊を再度、愛郷ぐんまの割引で宿泊しますが、3連泊+3連泊でクーポンを6枚交付してもいいですか。

A22 愛郷ぐんまプロジェクトでは、上記のような宿泊の場合も、それぞれ割引の対象となっています。そのため、お問い合わせいただいたような形で交付することに差し支えはありません。